

令和 3 年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

国立大学法人横浜国立大学

作成日：令和 4 年 9 月

令和3年度 横浜国立大学の動物実験等の実施状況に関する自己点検及び評価について

横浜国立大学の動物実験施設は、国立大学法人動物実験施設協議会の正会員として同協議会の規則を遵守し、社会から容認される体制で、動物実験を実施しています。また、令和3年に動物実験に関する外部検証プログラムを受審しました。「総合的に見て、適切な管理体制の下で動物実験が実施されている」と評価された一方で「改善が必要な点も見受けられる」とされました。更なる適正な動物実験の推進を目指し、引き続き同協議会の一員としてこれまで以上に適正な動物実験体制の構築と運営を目指していきます。

令和3年度の本学における動物実験等の実施状況等について、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示第八十八号。以下「飼養保管基準」という。）に適合しているかについて動物実験専門委員会において自己点検・評価を行いました。

令和3年度の自己点検・評価及び令和3年度の外部検証を受けて、改善点がいくつか明らかになりました。これについては、令和4年度中に体制を見直し、継続して検討を重ねてまいります。

なお、自己点検項目および評価項目は、日本動物実験学会「動物実験に関する外部検証事業」による自己点検項目と同一としています。

目次

1、令和3年度動物実験等に関する状況	
動物実験等の概要	P2
2、自己点検・評価	
Ⅰ．規程及び体制等の整備状況	
Ⅰ－1．機関内規程	P3
Ⅰ－2．動物実験委員会	P6
Ⅰ－3．動物実験の実施体制	P7
Ⅰ－4．安全管理に注意を要する動物実験の実施体制	P8
Ⅰ－5．実験動物の飼養保管の体制	P9
Ⅰ－6．その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）	P10
Ⅱ．実施状況	
Ⅱ－1．動物実験委員会の活動状況	P11
Ⅱ－2．動物実験の実施状況	P12
Ⅱ－3．安全管理に注意を要する動物実験の実施状況	P13
Ⅱ－4．実験動物の飼養保管状況	P14
Ⅱ－5．施設等の維持管理の状況	P16
Ⅱ－6．教育訓練の実施状況	P18
Ⅱ－7．自己点検・評価、情報公開	P19
Ⅱ－8．その他（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）	P19

5. 動物実験に関する教育訓練および受講者数

講習名称：	横浜国立大学動物実験講習
講習時間：	1時間 30分
講師：	工学研究院・准教授 鈴木敦
講習内容：	動物実験関連法規制解説および動物実験概論 60分 学内手続・基本作業解説 30分
受講者数：	8回開催，合計35名 (開催日：2021年4月13日・15日・16日・19日・20日・22日・23日、5月7日)

6. 実験動物飼養保管施設・動物実験室の設置状況（令和4年3月31日現在）

飼養保管施設：	1施設	
	施設の所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-5
	施設名称	横浜国立大学小動物飼育実験室
	学内承認番号	第1号（動物種：マウス・ラット）
	施設の総延べ床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 300㎡未満 <input type="checkbox"/> 300㎡以上
	最大飼養頭数（概数）	400匹
	管理者名	工学研究院・准教授・鈴木敦 (関連資格：なし、経験年数：18年)
飼養保管施設以外の動物実験室：	3室 化工・安工棟 511室 生物・電子情報棟 510室 生物・電子情報棟 407室	

7. 動物実験専門委員会の構成について

所属・職名	専門分野	動物実験専門委員会規程区分※1	基本指針区分※2
工学研究院・教授（委員長）	分子生物学	1号、2号	②
工学研究院・准教授	発生生物学	1号、2号	②
工学研究院・准教授	再生医療	3号	①
工学研究院・教授	生体医工学	3号	①
国際社会科学研究院・教授	刑法	4号	③

※1 動物実験専門委員会規程区分欄は、規則で定められた以下の委員構成の区分を記入しています。

(1号及び2号の委員は兼ねることができる)

- 1号 動物実験に携わる教員
- 2号 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 3号 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 4号 その他学識経験を有する者で倫理委員会委員長が指名した者

※2 基本指針区分欄は、基本指針で定められた以下の委員構成の番号を記入しています。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他、学識経験を有する者

8. 動物実験に関する情報公開

当該情報の公開場所 (URL)	https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/animal/
-----------------	---

2、自己点検・評価

I. 規程及び体制等の整備状況

I-1. 機関内規程

点検事項	<p>◇文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下「飼養保管基準」という。）に則した規程が策定されているか？</p> <p>◇必要に応じて細則、内規等を定めているか？</p> <p>◇機関の長、動物実験委員会、飼養保管施設の管理者、実験動物管理者、動物実験責任者等の関係を示す組織体制図はあるか？</p>
------	--

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程を定めている。
- 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-1) ライフサイエンス研究等の実施に関する規則
- ・(資料 1-2) 動物実験専門委員会規則
- ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則
- ・(資料 1-6) 横浜国立大学における動物実験の実施体制図

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

「基本指針」及び「飼養保管基準」に則って、「ライフサイエンス研究等の実施に関する規則」「動物実験専門委員会規則」「動物実験等管理実施規則」が定められている。学長の下で動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養および保管がなされる体制が定められているが、令和3年度の外部検証受審時に「規定等において、一部学長の責務や管理者・実験動物管理者の定義及び役割分担など、基本指針の趣旨とは異なるものも認められる。国立大学法人動物実験施設協議会等の提供している雛形を参考に、基本指針の趣旨に則した規定等の改善を検討されたい。」と改善に向けた意見がついたことから、今後整備をしていく予定である。

4) 改善の方針、達成予定時期

「ライフサイエンス研究等の実施に関する規則」「動物実験専門委員会規則」「動物実験等管理実施規則」について、「基本指針」及び「飼養保管基準」に則って見直しを進めており、令和4年度中に改正する。

I-2. 動物実験委員会

点検事項	<p>◇動物実験委員会が設置されているか？</p> <p>◇委員会の役割に以下の事項が含まれているか？</p> <ul style="list-style-type: none">①動物実験計画の審査と審査結果の機関長への報告②動物実験の実施結果に対する助言 <p>◇委員会の委員には以下の者が含まれているか？</p> <ul style="list-style-type: none">①動物実験等に関して優れた識見を有する者②実験動物に関して優れた識見を有する者③その他学識経験を有する者 <p>◇上記の3種のカテゴリーの委員会構成が機関内規程、動物実験委員会規程等に明記されているか？</p>
------	--

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。
- 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会を設置していない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-1) ライフサイエンス研究等の実施に関する規則
- ・(資料 1-2) 動物実験専門委員会規則
- ・(資料 1-7) 動物実験専門委員会名簿

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)

規則の中で、動物実験に関する事項の審議をする動物実験専門委員会が審査し、ライフサイエンス研究等倫理委員会に報告・助言し、さらにライフサイエンス委員会が学長に報告・助言することが規定されている。また、「動物実験専門委員会規則」において、基本指針で求められている3種のカテゴリーに則した委員構成が規定され、専門領域外も含めた識見を有する学識経験者により組織されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

I-3. 動物実験の実施体制

点検事項	<p>◇動物実験計画にかかわる各種様式は定められているか？ (動物実験計画書、動物実験結果報告書、変更追加承認申請書、飼養保管施設設置承認申請書、実験室設置承認申請書、施設等廃止届、動物実験終了・中止報告)</p> <p>◇動物実験計画書には必要事項の記入欄が含まれているか？ (動物実験等の目的、動物実験等の具体的方法、代替法の検討、使用動物種、使用動物数、使用動物の遺伝学的(系統等)・微生物学的品質、飼養保管場所・飼養保管条件、実験を行う場所、麻酔法・安楽死法、苦痛度分類、人道的エンドポイント、動物死体の処理方法(生活環境の保全)、特殊実験区分(関連委員会への申請状況を含む))</p>
------	---

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-1) ライフサイエンス研究等の実施に関する規則
- ・(資料 1-2) 動物実験専門委員会規則
- ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則
- ・(資料 1-4) 動物実験関連様式
- ・(資料 1-5) 動物実験計画の軽微な変更の手続きに関する方針について

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

動物実験の実施に必要な規則および各種申請書様式等が適切に定められている。

動物実験実施の承認において、手続きの簡素化を目的として計画の軽微な変更については届出として取り扱うこととする規定を整備している。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

I-4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

点検事項	<p>◇安全管理に注意を要する動物実験について、実施体制が定められているか？ (病原体の感染動物実験、有害化学物質の投与動物実験、放射性物質の投与動物実験、遺伝子組換え動物を用いる実験、安全管理に注意を要する動物実験は行わない等)</p> <p>◇麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？</p>
------	---

1) 評価結果	<p>■ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。</p>
2) 自己点検の対象とした資料	<ul style="list-style-type: none"> ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則 ・(資料 2-1) 動物飼育室飼養・保管マニュアル ・(資料 2-2) 遺伝子組換え動物の使用における安全管理マニュアル ・(資料 2-3) 動物飼育室事故対応マニュアル ・(資料 2-6) 安全管理 (物理化学的、生物学的な安全管理を要する実験の有無、安全装置等)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)	<p>安全管理に注意を要する動物実験のうち遺伝子組換え動物の使用については認めており、体制を整備している。なお、「動物飼育室飼養・保管マニュアル」「遺伝子組換え動物の使用における安全管理マニュアル」において、放射性同位元素及び病原体・毒物を用いた動物実験の禁止、施設の機能上維持不可能な感染症動物の飼養の禁止、ウイルスや病原体を感染させる動物実験の禁止を定めている。麻薬・向精神薬は使用していない。</p>
4) 改善の方針、達成予定時期	<p>「動物飼育室飼養・保管マニュアル」「遺伝子組換え動物の使用における安全管理マニュアル」において、放射性同位元素及び病原体・毒物を用いた動物実験の禁止、施設の機能上維持不可能な感染症動物の飼養の禁止、ウイルスや病原体を感染させる動物実験の禁止を定めているが、令和3年度の外部検証時に【今後、安全性に注意を払うべき実験 (病原体、有害化学物質、放射線など) が実施される可能性がないのであれば、「動物実験等管理実施規則」に「安全性に注意を払うべき実験の禁止」の旨を明記することを検討されたい。】の改善に向けた意見があったことから、検討を進め、令和4年度中に規則に反映させる予定である。</p>

I-5. 実験動物の飼養保管の体制

点検事項	◇機関の長は、機関内の飼養保管施設を把握しているか？ ◇飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？ ◇飼養保管基準に沿った飼養保管手順書やマニュアル等が定められているか？ ◇逸走時の対応を定めているか？ ◇地震、火災等の緊急時の対応を定めているか？
------	--

1) 評価結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-1) ライフサイエンス研究等の実施に関する規則
- ・(資料 1-2) 動物実験専門委員会規則
- ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則
- ・(資料 1-4) 動物実験関連様式
- ・(資料 2-1) 動物飼育室飼養・保管マニュアル
- ・(資料 2-2) 遺伝子組換え動物の使用における安全管理マニュアル
- ・(資料 2-3) 動物飼育室事故対応マニュアル
- ・(資料 2-4) 動物実験緊急時の対応マニュアル
- ・(資料 2-5) 危機管理ガイドライン

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼養保管施設は専門委員会 (全学の委員会) による調査に基づき学長による承認を得る体制を整備している。飼養保管施設には「動物飼育室飼養・保管マニュアル」を整備している。実験動物の逸走時の対応及び緊急時の対応についてもマニュアルを整備している。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

I-6. その他 (動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

特になし。

II. 実施状況

II-1. 動物実験委員会の活動状況

点検事項	◇委員会は、動物実験計画の審査を実施しているか？ ◇委員会は、動物実験の実施結果に対する助言を機関の長にしているか？ ◇委員会の議事録は保存されているか？
------	---

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、適正に機能している。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・(資料 1-1) ライフサイエンス研究等の実施に関する規則 ・(資料 1-2) 動物実験専門委員会規則 ・(資料 1-7) 動物実験専門委員会名簿 ・(資料 3-4) 動物実験専門委員会の議事要旨
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 動物実験専門委員会は、学内規定に定められた関連事項に関して審議し、業務が適切に実施されている。基本指針や規則に基づき「動物実験計画書」により審議し、その議事録を保管している。動物実験専門委員会により審議した結果は、全学のライフサイエンス等倫理委員会を経て学長に助言・報告をしている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

II-2. 動物実験の実施状況

点検事項	<p>◇機関の長は、委員会の審査を経て動物実験計画を承認あるいは却下しているか？</p> <p>◇動物実験責任者は、実施結果報告書を提出しているか？</p> <p>◇動物実験責任者は、動物実験の自己点検票を提出しているか？</p> <p>◇動物実験は3Rsの理念を遵守し、適正に実施されているか？</p> <p>◇機関の長は、動物実験の実施結果を把握し、必要な改善の指示を行っているか？</p>
------	---

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-1) ライフサイエンス研究等の実施に関する規則
- ・(資料 1-2) 動物実験専門委員会規則
- ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則
- ・(資料 1-4) 動物実験関連様式
- ・(資料 1-5) 動物実験計画の軽微な変更の手続きに関する方針について
- ・(資料 3-1) 令和3年度に承認された動物実験計画等の一覧
- ・(資料 3-2) 令和3年度に承認された安全管理に注意を要する動物実験計画一覧
- ・(資料 3-3) 令和3年度審査結果報告書
- ・(資料 3-5) 令和3年度動物実験実施結果の一覧
- ・(資料 3-6) 令和3年度動物実験完了・中止報告書
- ・(資料 3-7) 令和3年度動物実験経過報告書
- ・(資料 3-8) 令和3年度_使用、飼養及び保管した実験動物一覧
- ・(資料 6-2) 令和3年度動物実験の自己点検票

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験の実施にあたり、実験計画の立案から結果報告までの一連の過程において、動物実験計画書を審査し、学長の承認を得るとともに、動物実験経過報告書及び完了・中止報告書、自己点検票により動物実験の実施状況を把握している。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

II-3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

点検事項	<p>◇動物実験は安全に実施されているか？事故等の発生はないか？</p> <p>◇必要な安全設備が整備されているか？ (例：感染実験室、陰圧飼育装置、安全キャビネット、オートクレーブ等)</p> <p>◇安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会の中で、必要な情報共有がされているか？</p>
------	--

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験を行っていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 2-2) 遺伝子組換え動物の使用における安全管理マニュアル
- ・(資料 3-2) 令和 3 年度に承認された安全管理に注意を要する動物実験計画一覧
- ・(資料 4-6) 飼養保管施設の飼育・衛生設備（動物種や数に見合った飼育設備、破損の有無、逸走防止策、器材の洗浄・消毒設備、清掃状況等）
- ・(資料 4-7) 施設ごとの安全管理（物理化学的、生物学的な安全管理を要する実験の有無、安全装置等）
- ・(資料 4-8) 施設ごとの廃棄物処理（動物死体や排泄物、医療系廃棄物等の保管施設）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

本学の動物実験施設では、放射性同位元素及び病原体・毒物を用いた動物実験、施設の機能上維持不可能な感染症動物の飼養、ウイルスや病原体を感染させる動物実験は行っていない。遺伝子組換え動物実験については、安全管理上の問題は生じていない。動物実験専門委員会と遺伝子組換え実験専門委員会とで委員の一部兼任を図っており、情報共有がなされている。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

II-4. 実験動物の飼養保管状況

点検事項	<p>◇実験動物管理者は、飼養保管基準に従って活動をしているか？ (飼養保管施設の管理及び保守点検、動物の数や状態の確認等)</p> <p>◇飼養保管手順書、マニュアル等には、以下の事項が含まれているか？ (①動物の搬入、検疫、隔離飼育等 ②飼育環境への順化又は順応 ③飼育室の環境条件(適切な温度、湿度、換気、明るさ等) ④飼育管理の方法 ⑤健康管理の方法 ⑥逸走防止措置と逸走時の対応 ⑦廃棄物処理 ⑧環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止 ⑨騒音の防止 ⑩施設・設備の保守点検 ⑪実験動物の記録管理、記録台帳の整備 ⑫緊急時の連絡)</p> <p>◇実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書やマニュアル等に従って、適正に実施されているか？</p> <p>◇各飼養保管施設において、実験動物飼養保管状況の自己点検を行っているか？実験動物飼養保管状況の自己点検票が提出されているか？</p> <p>◇実験動物飼養保管状況の自己点検で重大な問題は認められないか？委員会等による必要な指導はされているか？</p>
------	---

1) 評価結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則
- ・(資料 2-1) 動物飼育室飼養・保管マニュアル
- ・(資料 2-2) 遺伝子組換え動物の使用における安全管理マニュアル
- ・(資料 2-3) 動物飼育室事故対応マニュアル
- ・(資料 2-4) 動物実験緊急時の対応マニュアル
- ・(資料 3-8) 令和 3 年度_使用、飼養及び保管した実験動物一覧
- ・(資料 3-9) 令和 3 年度_使用、飼養及び保管した実験動物詳細
- ・(資料 4-1) 飼養保管施設及び動物実験室一覧
- ・(資料 6-1) 令和 3 年度実験動物飼養保管状況の自己点検票

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼養保管施設において、基本指針ならびに飼養保管基準に沿った管理がされているが、令和 3 年度の外部検証において、【日々の飼育管理作業や飼育環境点検を記録する様式は、前回の受検時での指摘を受け策定されたものの、運用に則していない。今後速やかに見直しを行い、飼養保管状況について詳細な記録をとりそれらを保存するよう検討されたい。】と改善に向けた意見がなされた。ついては、令和 3 年度中に見直しを行い、実験動物の記録管理について、現在は日々の管理記録はデータ記録を残している。

4) 改善の方針、達成予定時期

令和3年度中一部改善を図ったが、令和4年度中に「動物実験等管理実施規則」の改正を予定していることから、「動物飼育室飼養・保管マニュアル」も見直しを行っていく予定である。

II-5. 施設等の維持管理の状況

点検事項	<p>◇飼養保管施設は、基本指針や飼養保管基準等に従い適正に維持管理されているか？</p> <p>◇委員会等による定期的な調査、視察等が行われているか？</p> <p>◇関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？</p> <p>◇施設管理者は、以下の事項について点検しているか？ (整理整頓はされているか？ 老朽化箇所、補修の必要な箇所が放置されていないか？ 必要な改修・更新計画は立てられているか？ 空調、給排水等の設備は、適正に保守、点検がされているか？ 飼育室の温度、湿度、換気等の環境条件の記録は保存されているか？ 圧力容器等の法定点検を実施しているか？)</p>
------	---

1) 評価結果

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・(資料 1-3) 動物実験等管理実施規則
- ・(資料 2-1) 動物飼育室飼養・保管マニュアル
- ・(資料 4-1) 飼養保管施設及び動物実験室一覧
- ・(資料 4-2) 飼養保管施設設置承認申請書
- ・(資料 4-3) 動物実験室設置承認申請書
- ・(資料 4-4) 飼養保管施設の構造（清掃や消毒の容易な構造）や周辺環境との位置関係
- ・(資料 4-5) 飼養保管施設の空調設備等の能力と飼育環境（温湿度、臭気、換気、騒音等）
- ・(資料 4-6) 飼養保管施設の飼育・衛生設備（動物種や数に見合った飼育設備、破損の有無、逸走防止策、器材の洗浄・消毒設備、清掃状況等）
- ・(資料 4-7) 施設ごとの安全管理（物理化学的、生物学的な安全管理を要する実験の有無、安全装置等）
- ・(資料 4-8) 施設ごとの廃棄物処理（動物死体や排泄物、医療系廃棄物等の保管施設）
- ・(資料 4-9) 動物実験室設置に関する委員会方針
- ・(資料 4-10) 令和3年度に実施した飼養保管施設工事完了資料
- ・(資料 6-1) 令和3年度実験動物飼養保管状況の自己点検票

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

実験動物は適正に飼養保管されているが、令和3年度の外部検証時に【飼養保管施設の設置されている部屋（前室という。）は他との共有となっており、物品等が残されているなど衛生面と管理面で問題がある。】と指摘があった。これについては、令和3年度中に改善を行い、前室の整理、動物逸走防止のための前室排水溝措置の工事が完了している。また、飼養保管施設入り口扉へのフィルター及び暗幕の設置工事を行い、改善を行った。

4) 改善の方針、達成予定時期

令和3年度の外部検証において、【学生の教育や社会的責任の面からも、飼養保管施設の改修等により、良好な状態の施設を整備することが望ましい。今後、問題点を委員会でまとめて学長に報告することで、予算措置を含めて施設や設備の段階的な改修・更新計画を機関として検討されたい。また、空調機等については、定期的メンテナンス等の実施も検討されたい。】と改善に向けた意見があったことから、建物管理や危機管理対応を含めて今後整理検討を行っていく。

II-6. 教育訓練の実施状況

点検事項	<p>◇機関の長は、動物実験実施者や飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？</p> <p>◇教育訓練の実施記録は保存されているか？ (教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等)</p> <p>◇教育訓練には以下の内容を含んでいるか？ (法令等・機関内規程等、動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項、実験動物の飼養保管に関する事項、安全確保・安全管理に関する事項、人獣共通感染症に関する事項、施設等の利用に関する事項、その他適切な動物実験等の実施に関する事項)</p> <p>◇実験動物管理者、実験実施者、飼養者の別に応じて必要な教育訓練を実施しているか？</p>
------	--

1) 評価結果	<p><input type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
2) 自己点検の対象とした資料	<ul style="list-style-type: none"> ・(資料 5-1) 令和 3 年度動物実験従事者名簿と教育訓練受講履歴表 ・(資料 5-2) 教育訓練教材① 説明用資料 ・(資料 5-3) 教育訓練教材②「動物実験の実践倫理」「国動協会員校における「教育訓練」に係る共通資料」
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)	<p>教育訓練について、適切な教材が準備され、動物実験従事者に対して毎年度新規・継続別に受講することを義務付けしている。教育訓練の記録についても委員会として適正に管理されている。</p>
4) 改善の方針、達成予定時期	<p>適正な教材を使用しているが、令和 3 年度の外部検証において、【講習内容として、人獣共通感染症に関する事項や施設の利用に関する事項の教育内容が不足している。今後、規程に講習内容に含めるべき事項を明文化するとともに、人獣共通感染症に関する事項及び施設の利用に関する事項に関しては、さらに内容の充実に努められたい】と改善に向けた意見があったことから、教育訓練内容については、令和 4 年度中に該当する規則に明文化する。人獣共通感染症に関する事項及び施設の利用に関する事項に関しては、今後拡充を検討していく。</p>

II-7. 自己点検・評価、情報公開

点検事項	<p>◇機関の長は、基本指針への適合性・飼養保管基準への遵守状況について自己点検・評価を実施しているか？</p> <p>◇機関の長は、基本指針に従い、必要な情報公開を実施しているか？</p> <p>◇情報公開は以下の項目を含んでいるか？</p> <p>①機関内規程、②自己点検・評価の結果、③外部検証の結果、④実験動物の飼養保管状況、⑤動物種（哺乳類、鳥類、爬虫類）、⑥動物数（毎年の特定期日の飼養数あるいは一日当たりの平均飼養数）、⑦施設の情報（飼養保管施設の総数並びに主要な飼養保管施設の名称）、⑧その他（前年度の実験計画書の年間の承認件数、前年度の教育訓練の実績（実施月日、実施内容の概略、参加者数）、⑨動物実験委員会（当該年度4月1日時点での委員の構成（基本指針に示された3通りの役割ごとの委員の所属部局及び専門分野））、⑩その他</p>
------	---

1) 評価結果	<p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
2) 自己点検の対象とした資料	<ul style="list-style-type: none"> ・(資料 6-1) 令和3年度実験動物飼養保管状況の自己点検票 ・(資料 6-2) 令和3年度動物実験の自己点検票 ・(資料 6-3) 令和2年度動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・(資料 6-4) 動物実験に関する外部検証結果報告書 2022年3月 ・(資料 6-5) 令和3年度自己点検・評価、情報公開内容 ・横浜国立大学動物実験専門委員会ホームページ <p style="text-align: center;">http://www.ripo.ynu.ac.jp/support/life/animal.html</p>
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）	<p>自己点検・評価を毎年実施し、結果を報告書にまとめるとともに、情報公開項目を網羅した「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイトに掲載している。</p>
4) 改善の方針、達成予定時期	<p>該当なし。</p>

II-8. その他（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

特になし	
------	--